

（概要版） 高島市国土強靱化地域計画～強くしなやかなまちの実現～

第1章 計画策定の趣旨・基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

あらゆるリスクを見据えつつ、いかなる災害が発生しようとも、市民の生命・財産を守り、被害が致命的なものにならず迅速に回復する「強靱な高島市」をつくりあげる。※計画の対象は、大規模地震、風水害および雪害の大規模災害

2. 基本的な考え方

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産および公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

脆弱性評価

具体化

4つの「基本目標」を具体化した6項目の「事前に備えるべき目標」を定める

◆事前に備えるべき目標

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

「事前に備えるべき目標」の妨げとなるリスクを「起きてはいけない最悪の事態（リスクシナリオ）」として示し、リスクシナリオをもとに当市における脆弱性評価を行う

評価結果

リスクシナリオごとの脆弱性評価結果に基づき、個別・横断的施策分野別推進方針を示す

推進方針

◆個別施策分野

- | | |
|--------------|------------------|
| I 【行政機能／消防等】 | II 【住宅・都市】 |
| III 【保健福祉医療】 | IV 【エネルギー】 |
| V 【産業・経済】 | VI 【交通・物流】 |
| VII 【農林水産】 | VIII 【国土保全・土地利用】 |
| IX 【環境・下水道】 | |

◆横断的施策分野

- | | |
|------------------|------------|
| I 【リスクコミュニケーション】 | II 【老朽化対策】 |
| III 【デジタル活用】 | |

計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

今後の社会情勢や、国や県などの国土強靱化に関する施策の変化があった場合等、必要に応じて内容を見直す

第2章 本市の地域特性

1. 概要

滋賀県（琵琶湖）の北西部に位置し、東は琵琶湖に、南西部は比良山地を境に大津市と京都府に、北西部は野坂山地を境に福井県に接している。行政域は約693km²で県下最大の面積を有している。

2. 地勢

(1) 地形

湖西平野と呼ばれる複合扇状地と三角州低地からなる平野、約70%が森林、山々から扇状地を流れる各河川は、山地部を浸食

(2) 地質

平野部は安曇川、石田川、百瀬川、知内川等の堆積物によって形成された軟弱な地盤、溪流、急傾斜地崩壊危険箇所指定された区域が多い、山地部を浸食した豊富な土砂の流下により形成された天井川

(3) 気象

日本海に近いことから日本海型気候の影響を受け、冬季は長期にわたって厳しい寒さと積雪の日が続き、山間部では有数の豪雪地帯、晩秋にもなると「高島しぐれ」と呼ばれる地域固有の不順な天気が続く

3. 被害を及ぼす可能性のある活断層等

琵琶湖西岸断層帯と花折断層

4. 近畿圏、北陸圏の結節点に位置する交通の要衝

国道161号は、京阪神地域と北陸地域、国道303号は滋賀県湖北地域と福井県若狭地域、国道367号は大津市、京都市を結んでいる。

5. 周辺地域における原子力施設の立地

隣接する福井県若狭地域には、全国最多の原子力施設が集中立地しており、本市の一部地域が滋賀県UPZ圏内に含まれる

第3章 脆弱性評価

1. 評価の目的

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」に対する地域の弱点を洗い出し、脆弱性の評価をもとにリスクシナリオを回避するための施策を実施する。

2. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

6つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、仮に発生すれば本市に大きな影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定する

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）

(1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ（5項目）

- | | |
|--------------------------|--------------------------------|
| ①地震に伴う施設等の倒壊による多数の死傷者の発生 | ②施設における大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 |
| ③洪水に伴う多数の死傷者の発生 | ④大規模な土砂災害（深層崩壊など）等による多数の死傷者の発生 |
| ⑤暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生 | |

(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより関連死を最大限防ぐ（7項目）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ①被災地での物資・エネルギー供給の停止 | ②多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生 |
| ③救助・救急活動等の絶対的不足 | ④大量の帰宅困難者の発生による混乱 |
| ⑤エネルギー供給等の途絶による医療機能の麻痺 | ⑥大規模な自然災害と感染症との同時発生 |
| ⑦多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生 | |

(3) 必要不可欠な行政機能を確保する（1項目）

- | |
|-------------------------|
| ①職員・公共施設等の被災による機能の大幅な低下 |
|-------------------------|

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない（8項目） ①サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下 ②エネルギー供給の停止による社会経済活動等の維持への影響 ③重要な産業施設の火災等に伴う有害物質等の流出 ④交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響 ⑤郵便等の機能停止による国民生活等への甚大な影響 ⑥食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への影響 ⑦用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響 ⑧生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下 (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる（6項目） ①情報の収集・伝達ができず避難行動等が遅れる事態 ②電力供給ネットワーク等の機能の停止 ③上水道等の長期間にわたる供給停止 ④污水处理施設等の長期間にわたる機能停止 ⑤交通インフラの長期間にわたる機能停止 ⑥防災インフラの長期間にわたる機能不全 (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する（6項目） ①災害廃棄物の処理の停滞により復興が遅れる事態 ②復興を支える人材等の不足 等 ③浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 ④有形・無形の文化の衰退・損失 等 ⑤仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態 ⑥大量の失業・倒産等による経済等への甚大な影響 等	Ⅲ【保健福祉医療】 3 項目 ①災害医療体制の充実 ②感染症の発生・まん延防止 ②福祉避難所等の機能強化 Ⅳ【エネルギー】 2 項目 ①自立・分散型エネルギーシステムの整備促進 ②適切なエネルギー供給のための体制整備 Ⅴ【産業・経済】 1 項目 ①中小企業・小規模事業者の事業継続計画の策定支援 Ⅵ【交通・物流】 3 項目 ①緊急輸送道路等ネットワークの整備 ②道路の落石・崩土対策の推進 ③道路啓開体制の整備 Ⅶ【農林水産】 6 項目 ①農地・農業水利施設等の適切な保全管理 ②農業集落排水施設の機能保全 ③ため池の防災対策の推進 ④農業用ハウスを有する園芸産地の事業継続計画の策定促進 ⑤生産活動に対する異常渇水等対策の推進 ⑥水産業関係施設の機能保全 Ⅷ【国土保全・土地利用】 9 項目 ①安全な土地利用の促進 ②流域治水の推進 ③河川の整備適正管理 ④浸水対策の推進 ⑤土砂災害対策の推進 ⑥山地災害対策の推進 ⑦鉄道施設の防災機能の強化 ⑧地籍調査の推進 ⑨応急仮設住宅の整備 Ⅸ【環境・下水道】 3 項目 ①有害物質等対策の推進 ②浄化槽の管理体制の整備 ③災害廃棄物処理体制の強化・充実 ◆横断的施策分野 Ⅰ【リスクコミュニケーション】 3 項目 ①防災研修・教育・交流等による地域防災力の向上 ②災害ボランティアの活動支援 ③災害時応援協定を締結する団体等との連携強化 Ⅱ【老朽化対策】 1 項目 ①公共施設等マネジメント Ⅲ【デジタル活用】 1 項目 ①デジタル活用による事前防災の促進・迅速な避難支援
第 4 章 本市の国土強靱化の推進方針 1. 推進方針 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果に基づき、個別・横断的施策分野別推進方針を示す 2. 重要業績指標（K P I）の設定 リスクシナリオを回避するために有効な施策を選定し、K P I を設定。具体的な数値を可視化することにより、共通目標として共有と浸透を図る。 ◆個別施策分野 Ⅰ【行政機能／消防等】 Ⅰ－1 行政機能 10 項目 ①行政情報基盤の防災機能の強化 ②災害関連情報の収集体制の整備・伝達機能の維持 ③住民等への情報伝達手段の多様化・正確な情報発信 ④業務継続に必要な体制の整備 ⑤関係行政機関等との連携体制の整備 ⑥要配慮者対策の推進 ⑦帰宅困難者対策の推進 ⑧非常用物資の備蓄促進 ⑨被災者支援の充実 ⑩原子力災害に対する実効性ある多重防護体制の構築 Ⅰ－2 消防等 3 項目 ①救出・救助の災害対応能力向上・資機材等整備 ②業務継続に必要な体制の整備 ③消防人材・消防団員等の育成・確保 Ⅱ【住宅・都市】 8 項目 ①住宅・建築物の耐震対策 ②空き家対策 ③オープンスペースの確保 ④上水道施設の防災対策の推進 ⑤下水道施設の防災対策の推進 ⑥危険物等対策の推進 ⑦道路陥没を防ぐ対策の推進 ⑧文化財の保護	第 5 章 計画の推進と不断の見直し 1. 計画の推進 国や県の取り組みと連携…国基本計画、県地域計画との調和と取り組み連携 2. 進行管理 重要業績指標（K P I）の進捗状況を毎年度把握 3. 計画の見直し 外部環境の変化等に応じて見直す